

教職課程の履修等に関する規程<体育学科>

- 第1条（趣旨） 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。
- 第2条（免許状の取得資格、免許状の種類） 本学体育学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。
- 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）
 - 高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）
- 第3条（教育課程及び履修方法） 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）及び高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表の定めるところによる。
- 第4条（教育実習） 教育実習（事前事後指導を除く）は原則として、4年次学生で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。
- なお、特別の事情がある者で、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合は、3年次において履修することができる。
- 2 教育実習における教育実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。
 - 3 教育実習に必要な書類は、本学所定のものによる。教育実習に要する経費は学生の負担とする。
 - 4 その他教育実習についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。
- 第5条（介護等体験） 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習等を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。
- 第6条（免許状の交付） 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。
- 第7条（その他） その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。
- 第8条（他規程の準用） 第3条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程<体育学科>」を準用する。

- (附 則) この規程は、昭和43年4月1日から施行する。
- (附 則) 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法については、なお従前の例による。
 - 3 「教育職員免許法施行規則」第66条4に定める「体育」2単位は、共通専門科目から充てる。
- (附 則) 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法については、なお従前の例による。
- (附 則) 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法については、なお従前の例による。
- (附 則) 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法については、なお従前の例による。

- (附 則) 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
2 平成 17 年 3 月 31 日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法については、
なお従前の例による。
- (附 則) 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法については、
なお従前の例による。
- (附 則) この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- (附 則) 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法については、
なお従前の例による。
- (附 則) 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法については、
なお従前の例による。
- (附 則) 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係）

免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目				備考 *教育職員免許状取得 のための履修科目の必 修・選択区分	注	
	授 業 科 目	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 教 科 に 関 す る 科 目	(1)体育実技	トレーニングの基礎	1	1		必修	
		体操（含体づくり運動）	2		1	} 2科目以上選択必修	
		陸上競技	1		1		
		水泳	1		1		
		器械運動	2		1		
		バレーボール	1		1		
		バスケットボール	1		1	} 2科目以上選択必修	
		ハンドボール	1		1		
		レクリエーション実技Ⅰ	1		1		
		サッカー	2		1		
		ラグビー	2		1		
		テニス	3		1	} 1科目以上選択必修	
		バドミントン	4		1		
		ソフトボール	4		1		
		柔道	1		1		
		剣道	1		1		
		ダンスⅠ	1		1	} 1科目以上選択必修	
		海浜実習	1		1		
		スキーⅠ	1		1		
		キャンプ	1		1		
	スケート	1		1			
	新体操	2		1	選択		
	(2)「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	体育原理	1		2	必修	
		スポーツ経営学	1	2		必修	
		スポーツ社会学	1	2		必修	
		スポーツ心理学	1	2		必修	
		運動学(含運動方法学)	2	2		必修	
		スポーツバイオメカニクス	2	2		必修	
		スポーツ史	3		2	必修	
		スポーツコーチング概論	2		2	選択	
スポーツトレーナー概論		2		2	選択		
スポーツマネジメント概論		2		2	選択		
体力相談と運動処方		3		2	選択		
(3)生理学(運動生理学を含む。)		解剖・生理学	1		2	必修	
	運動生理学	2	2		必修		
	スポーツ医学概論	1	2		必修		
	スポーツ栄養学	2	2		必修		

免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目					備考 *教育職員免許状取得のための履修科目 の必修・選択区分	注
	授業科目	履修年次及び単位数					
		学年	必修	選択			
① 教科 に 関 す る 科 目	(4)衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	2		2	必修	
	(5)学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む)	運動障害救急法(含実習) 学校保健学	2 3	2	2	必修 必修	
② 教 職 に 関 す る 科 目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1		2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2		2	必修	
		教育の心理	2		2	必修	
		教育の制度	2		2	必修	
	(3)教育課程及び指導法に関する科目 中学 12単位 高校 6単位	特別活動論	2		2	必修	○
		保健体育科教育論Ⅰ	2		2	必修	
		保健体育科教育論Ⅱ	3		2	必修	
保健体育科教育論Ⅲ		3		2	必修		
保健体育科教育論Ⅳ		3		2	選択		
道徳教育論	3		2	2	中学のみ必修	○	
教育課程論	3		2	2	必修		
教育方法論	3		2	2	必修		
(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談	2		2	必修		
	生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	2	必修	○
(5)教育実習 中学 5単位 高校 3単位	教育実習Ⅰ	3・4		1	必修	○	
	教育実習Ⅱ	3		2	} 中学は4単位 選択必修 高校は2単位 選択必修	○	
	教育実習Ⅲ	4		2		○	
	教育実習Ⅳ	4		4		○	
						○	
(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4		2	必修	○	

③ 教科 又は 教職 に関 する 科目	中学 8 単位 高校 16 単位	道徳教育論 教職総合演習	3 3		2 2 高校のみ選択 選択 「教科又は教職に関 する科目」の選択科目 又は最低修得単位を超 えて履修した「教科に 関する科目」若しくは 「教職に関する科目」 については、中学 8 単 位、高校 16 単位以上修 得	○ ○
---------------------------------------	---------------------	-----------------	--------	--	---	--------

※注－○印の授業科目はC A P制対象外科目